計

新リー A S B I **、会計基準、公表議決**

基準委員会を開催した。 委員会は、第532回企業会計 去る9月3日、企業会計基準

リースの会計基準 主な審議事項は次のとおり。

前回(2024年9月10日号

れた。近日公表される予定。 席委員全員の賛成で公表議決さ 正の文案等の審議が行われ、出 適用指針、その他の基準等の改 ト参照)に引き続き、会計基準・ (№1720)情報ダイジェス

プローチが示されていた。

事務局案として次の3つのア

ついて、次のいずれかの場合、

された債務者に係る債権等に

チャーキャピタル (VC) ファ 上場企業等が保有するベン ンドの出資持分

ず、次回(9月18日開催予定) 照)に引き続き、金融商品実務 1720) 情報ダイジェスト参 1720)情報ダイジェスト参 会(2024年9月10日号(№ 公表議決を行う予定。 指針の改正案等の検討がされた。 金融資産の減損 第224回金融商品専門委員 委員から特段の意見は聞かれ アプローチ2:正常先に区分 生じていないとみなす。 について、一律にSICRが される債務者に対する債権等

照) に引き続き、ステップ4 (信

・アプローチ3:正常先に区分

ションにすることについては、

再提案について、賛成意見が多

委員からは、アプローチ1の

く聞かれ、アプローチ3をオプ

員へ意見が求められた。

したうえでアプローチ3をオプ

また、

アプローチ1を原則と

ないと反証した場合

ションとすることについて、委

主に次の項目の検討がされた。 大 (SICR) の判定について、 単位での信用リスクの著しい増 発)を採用する金融機関の債権 関に適用される会計基準の開 な整備がなされていない金融機 用リスクに関するデータの詳細

アプローチ1:企業の判断に いと反証できる。 には、SICRが生じていな 格付」に分類されていた場合 で前期末において「中間的な いるとみなすが、債務者単位 る。③のみSICRが生じて 位で債権等を各区分に紐付け の3区分に分類し、債務者単 Rが生じているとみなす格付. より正常先を「①優良格付」、 「②中間的な格付」、「③SIC

会(2024年9月10日号

第224回金融商品専門委員

正常先の取扱い

正常先の取扱いに関して、

ァ

プローチ1を採用する。

アプローチ1で前記③に分類

SICRが生じていないと反 証できることとする。 るもののSICRが生じてい みなす格付」に分類されてい て「SICRが生じていると 類されていた場合 いて「中間的な格付」 債務者単位で前期末にお 債務者単位で前期末におい に分

提案が示された。 見を踏まえ、事務局から次の再

この提案に対して聞かれた意

信用損失に等しい額で測定す

今日の彩窓

ラ月の松粉							
日 付	項 目	備考・コメント					
10月10日(木)まで	① 源泉所得税および特別徴収住民税の納付(令和6年9月分)	① 源泉所得税には復興特別所得税の額を含む。					
10月31日(木)まで	② 法人の確定申告、納付、延納の届出(令和6年8月期分) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税(法人事業所税)・法人住 民税	②~⑦ 法人の事業年度(課税期間)の終了日は 各月末日とする。					
	③ 申告期限延長承認法人の法人税確定申告 1カ月延長法人(令和6年7月期) 2カ月延長法人(令和6年6月期)						
	④ 消費税・地方消費税の確定申告(1カ月ごと)(8月期) ⑤ 消費税・地方消費税の確定申告(3カ月ごと)(2月、5月、8月、 11月期)	④、⑤ 消費税課税期間の短縮特例は適用後2年 間継続が要件である。					
	⑥ 法人の中間申告(半期·2月期) 法人税·消費税·地方消費税·法人事業税·法人住民税						
	⑦ 法人消費税の中間申告納付 直前期年税額4,800万円超のとき 1カ月ごと(8月期を除く) 直前期年税額400万円超のとき 3カ月ごと(2月、5月、11月期)						

について、常に全期間の予想 される債務者に対する債権等

4

異論が多く聞かれた。 予想信用損失の見積期間

り入れず、ステップ4で、その とする等の再提案がされた。 期間を用いることができること 似した金融資産のグループごと 区分の単位で、リスク特性が類 する債権について、それぞれの 他要注意先および要管理先に対 基準に「1―3年ルール」は取 意見に対し、事務局から、会計 のような簡便法の検討を求める に契約の実態に応じた平均残存 いて、現行の「1―3年ルール 予想信用損失の見積期間 委員から「『リスク特性が類

> 検討を」との意見が聞かれた。 用語が日本基準では聞きなれず

貸倒実績率の利活用

可能であるとの提案がされた。 貸倒実績率を利活用することは ことについて提案はせず、引当 の調整を加えることによって、 の貸倒実績率に将来予想情報等 金の金額の算定に関して、過去 における閾値として利活用する 討を求める意見が聞かれていた。 れている貸倒実績率の活用の検 れなかった。 事務局から、SICRの判定 現行の引当金算定手法で使わ 委員からは、特段の意見は聞

似した金融資産のグループ』の

取扱いの審議、開始 ーチャルPPAに係る会計 -ASBJ、実務対応専門委 上の

専門委員会を開催した。 委員会は、第161回実務対応 去る9月4日、企業会計基準

について、第531回親委員 購入契約の一種)の会計処理 されたバーチャルPPA(電力 SBJの新規テーマとして提言 (2024年9月10日号

1720)情報ダイジェスト参

照)で新規テーマとされたこと を受け審議されたもの。 主な審議事項は次のとおり。

けた提言の内容 企業会計基準諮問会議から受

企業会計基準諮問会議からA

協会より、環境意識の高まりと 1696)情報ダイジェスト参 議(2023年12月10日号(No 第49回企業会計基準諮問会 において、日本公認会計士

> ら、魅力的な金融商品を家計の ることは当然のこととして、さら みならず、家計の年金資産を預 に家計部門全体の利益の観点か 金融商品を購入できるようにす 組みとしては、家計が安心して 資本市場の高度化に向けた取 のものである。

運用業について、「資産運用業の 計金融資産等の運用を担う資産 改革」が取り上げられている。 や保険、投資信託等を通じて家 24」という) においては、年金 年改訂版)」(2024年6月21日) ザイン及び実行計画(2024 、以下、「グランドデザイン20 「新しい資本主義のグランドデ である。

ている。 次の取組みを実施することとし プレーヤーの育成を目指すため、 社と質・量ともに伍していける ここでは、世界の資産運用会

改善·体制強化 競争力強化やガバナンス

これは、主に大手金融機関グルー ンの策定・公表を要請している。 善・体制強化を図るためのプラ し、運用力向上やガバナンス改 経営戦略上の位置づけを明確に まずは、資産運用ビジネスの

確立が必要となる。

プにおける、顧客利益よりも販 成・管理が行われているのではな 売促進を優先した金融商品の組 いかとの懸念を払しょくするため

これは、資産運用業が金融業に うほか、日本投資顧問業協会と の発展を継続して推進するもの 討を後押しすることとしている。 投資信託協会の統合に向けた検 銀行・保険・証券の監督担当課 おける第4の柱となるよう業界 することや監督指針の改正を行 に並ぶ資産運用担当部署を設置 融庁の監督機能を強化するため、 また、資産運用業に対する金

せないといえる。

できるような環境整備等が欠か かる企業年金・個人年金も選択

のかなどの検証等の品質管理の 期待リターンがコストやリスクと を行うガバナンス体制の確立を わかりやすい情報を提供している て、たとえば、商品の組成にお 図ることが重要であるとされて いる。プロダクトガバナンスとし して、個別商品ごとに品質管理 見合っているのか、 顧客に対して ける想定顧客は明確であるのか、 さらに、資産運用会社自身と

位の業務運営に関する原則」を め、本年度中を目途に「顧客本 そしてこれらを後押しするた

場企業に対する規制等② 金融商品取引法(業者の行為規制(2) 関する記載を盛り込むこととし 改訂し、プロダクトガバナンスに ている。 市川

育義

競争の促進 国内外からの新規参入と

ることとしている。 融・資産運用特区」等を推進す 入障壁を是正するとともに、「金 日本独自のビジネス慣行や参

ついては、たとえば、投資信託 普及を促すとしている。 が二重に日々計算し、照合する 用会社)と受託会社 (信託銀行) の基準価額を委託会社(資産運 慣行を是正するため、 一者計算の このうち、参入障壁の是正に

ಠ್ಠ 確保するよう促すこととしてい システムベンダーに対し互換性を する公販ネットワークについて、 社と投資信託の情報をやり取り また、資産運用会社が販売会

している。 や「アセットオーナーシップの改 は「企業年金・個人年金の改革」 に家計部門の利益に踏み込んだ 革」も取り上げられており、 実効性のある改革に取り組むと グランドデザイン2024で 真

ることとする。 これらについては、

チ2)」が検討され、 処理の明確化が提案された。こ まれるバーチャルPPAの会計 り報告された。 考慮して検討を行う(アプロー 囲を限定せず国際的な整合性も 定する(アプローチ1)」と、「範 れを受けたテーマ評価の結果、 ともに今後、取引の拡大が見込 |優先度の高い論点に範囲を限 次のとお

現在わが国において行われて 考えられる。 要家の観点から優先度の高い バーチャルPPAについて需 化石証書の性質等に基づき 的な取引形態で用いられる差 いるバーチャルPPAの一般 ベルの新規テーマとして取り チ1については、実務対応レ 会計処理を検討するアプロー 時価評価の要否)を限定して 論点に範囲(会計処理単位や 条件や、需要家が取得する非 金決済の基礎となる発電量の 上げる要件を満たしていると

(2)

前記⑴の契約は、取引の対

よって審議することとされた。 以上から、 アプローチ1は、 域について当面の取扱いを定 いを考慮してニーズの高い領 アプローチ1に 現状の取扱

本プロジェクトの範囲

範囲を次のように整理した。 事務局は、本プロジェクトの

(1)うち、次の特徴を満たすもの 非化石証書を移転する契約の 要家に電力の取引を伴わずに る契約は、発電事業者から需 とする。 本プロジェクトの対象とす

- 1 備の発電量に相当する量の 非化石証書が需要家へ移転 契約で指定された発電設
- 長期契約である。

2

- 3 対の契約である。 発電事業者と需要家の相
- (4)(3) 家の取扱いを定める。 か固定価格となる契約も含む。 価が変動価格となる契約のほ 本プロジェクトの対象とす 前記⑴の契約における需要

り非化石証書の転売が想定さ

る契約の範囲は、需要家によ

れにも該当する場合とする。 れない取引であり、次のいず

合わせることで、実質的に 目的(別途調達する再生可 売目的ではなく、自己使用 能電力ではない電力を組み 需要家は非化石証書を転

れた。

再生可能電力を調達したの

事務局から、実務負担に配慮

取得する と同じ効果を得る目的)で

結する。 電力の消費量の範囲で非化 石証書を購入する契約を締 需要家は想定する自社の

れた。

専門委員からの 「小売電気事

会 計

意見への対応、議論 ステップ4採用の金融機関からの —ASBJ、金融商品専門委

発)を採用する金融機関の代表 関に適用される会計基準の開 用リスクに関するデータの詳細 専門委員会を開催した。 者への意見聴取で聞かれた意見 の減損に関して、ステップ4(信 な整備がなされていない金融機 ト参照)に引き続き、金融資産 への対応について、審議が行わ (№1720)情報ダイジェス 委員会は、第225回金融商品 前回(2024年9月10日号 去る9月10日、企業会計基準

結果の確率加重 複数シナリオの考慮を含めた 主な審議事項は次のとおり。

高い中心となる将来予測シナリ する観点から、「最も可能性 れていた。 ることを認める」等の提案がさ とを前提とする)のみを考慮す オ(予想信用損失が発生するこ 高い中心となる将来予測シナリ されるとみなし、最も可能性が の間に線形の関係があると予想 関係にあり、関連する信用損失 生確率が正規分布で近似できる オと他の将来予測シナリオの発

考え方や参考事例を示してほし いため、補足文書等で具体的な の推計には、実務上の課題が多 における損失率や予想信用損失 **意見のほか、将来予測シナリオ** これに対し、提案に賛同する

業者などの仲介業者を間に挟む であると考える」との回答がさ 移転するというケースが一般的 非化石証書がセットで需要家に を挟む場合においても、電力と 質問に、事務局から「仲介業者 ケースはどう考えるか」という

か議論するとの対応案が示され おける将来予測の考慮方法につ いとの意見が聞かれていた。 いてどの程度示すことができる 検討時に、将来予測シナリオに 事務局から、補足文書の文案

実効金利法

間価値の考慮は現行にない概念 務局案に対して、賛同する意見 ずれにおいても、実効金利に代 かれていた。 で実務対応が不明との意見が聞 のほか、引当における貨幣の時 きるオプションを設けるとの事 えて約定金利を用いることがで 算定および償却原価の算定のい 債権における予想信用損失の

された。 品会計基準等では、定めは置か 加の対応は不要との対応案が示 ものであるとの分析がされ、追 れていないが概念自体は明確な これを受けて、現行の金融商

その他

(1) 実務への配慮

る次の項目について、ステップ 定めを取り入れる提案をしてい する意見が聞かれていた。 4で実務に配慮した検討を要望 IFRS9号「金融商品」の

1 直接償却の取扱い

2 金融保証契約への引当

3 ローン・コミットメントの

ことから、現行実務に大きな差 入れても、 プ4において、ステップ2、3 異はないとの分析が示された。 倒引当金の計上が行われている 同様の信用リスク管理および貸 ③では、現行の実務で貸付金と は、現行実務や方針が大きく変 わらない可能性があること、 ①では、 その結果、事務局より、ステッ 企業の判断によって IFRS9号を取り

引当金の考え方

コミットメントは影響が大き

専門委員から、「③のローン・

い。慎重に検討を」との意見が

取り入れるとの分析が示され FRS9号の信用損失の定義を 同様、ステップ4においてもI の意見が聞かれ、ステップ2と 方は変わらない理解でよいかと て引当金を計上する現行の考え な会計上の貸出金の毀損に対し 債務者の破綻等による最終的

計

会

産業横断的指標等の検討、進む

準およびサステナビリティ開示 案について、審議が行われた。 に寄せられたコメントへの対応 あわせて「本公開草案」という) テーマ別基準の公開草案(以下、 ナビリティ開示ユニバーサル基 3月29日に公表されたサステ 主な審議事項は次のとおり。

用語の修正

と異なる定めを設ける必要はな

いとする対応案が示された。

関する指標の例として「件数」 準における「amount」という が挙げられているため、ISS ダンスでは、気候関連の機会に 語を用いていた。 用語に対し、「金額」という訳 が寄せられた。 ではないのではというコメント も「金額」のみを想定したもの B基準の「amount」は必ずし 号「気候関連開示」の付属ガイ これに対し、IFRS S2 本公開草案では、ISSB基

しないために、『数値』に修正し、 られるものの、 は金額であることが多いと考え 事務局は、「開示される情報 金額以外も排除

> るのはどうか」と回答した。 修正の理由を結論の背景に加え たん、『数値』とする」とした。 かれたため、事務局は、「いっ 委員からはおおむね賛意が聞

38回サステナビリティ基準委員

去る9月5日、SSBJは第

会を開催した。

のリスクおよび機会) 産業横断的指標等(気候関連

加えた。 模に関する情報」も選択するこ とができるオプションを独自に B基準を一部除いた形で取り入 横断的指標等に関連してISS リスクおよび機会に関する産業 ンテージ」だけではなく、「規 れたうえで、「金額及びパーセ

化を求めるコメントが寄せられ ではないとして要求事項の明確 や「整合する」の定義が明らか の反対意見や、文中の「脆弱な」 た。 これに対し、選択肢の追加へ

これに対し、「産業特性など

見も聞かれた。

要求事項の明確化に関しては、 更しない旨を提案した。また、 情報開示を促進することを目的 いため、SSBJ基準において ISSB基準自体が明確ではな としているため、公開草案を変 事務局は、 開示項目を満たす

> も明確化せず、企業の判断に委 解釈したかの開示を求めるとし ねるとし、企業がどのように

の意見が聞かれた。

本公開草案では、気候関連の を防ぐためにも、はじめから明 記する」と回答した。 て利用者をミスリードすること

る。

維持する旨を回答した。 準とSSBJ基準との間の明確 な差異となるため、公開草案を

産業横断的指標等

I F R S

委員からは反対意見は聞かれ

る。開示した指標が独り歩きし 業の判断でやっていくことにな 明確ではない以上、結果的に企 記しなくてもいいのでは」など 示する』ことをあえて基準に明 にない『企業の解釈に委ねて開 事務局は、「ISSB基準が 委員からは、「ISSB基進 S2号の定めをそのまま取り入 その他の評価項目とを区別して 候関連の評価項目に係る部分と れたうえで、報酬について、気 なかった。 本公開草案では、

S2号と同様に気候関連のリス ないとすることを提案してい 資の金額を開示しなければなら 的支出、ファイナンスまたは投 クおよび機会に投下された資本 産業横断的指標等(資本投下) 本公開草案では、IFRS

業間比較のための情報としての 寄せられた。 有用性も乏しい」などの意見も 示することは不適切であり、 ら、産業横断的指標等として開 によって大きく異なることか 企

現れることを懸念する」との意 を反映することを遅らせるため 評価項目に気候関連の評価項目 的な措置によって「役員報酬の 開示したうえで、気候関連の評 きないか」という意見や、追加 いて開示することができるとし 価項目を含む評価項目全体につ 識別できない場合は、その旨を いている部分の割合は免除にで 価とその他の評価項目が結びつ ている。 に、当該定めを濫用する企業が これに対し、「気候関連の評

ため、公開草案を維持する考え を示した。 のまま取り入れては対処できな い企業が出てくる可能性がある 事務局は、ISSB基準をそ

委員からは、 異論は聞かれな

れないとした場合、ISSB基

かった。

事務局は、当該開示を取り入

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規寺					
日 付	法 規 等	出所	備考	掲載号	
2024年 9月5日	四半期開示の見直し後の四半期決算短信の開示動向	東証	2024年4月1日施行の四半期開示の見直し後の制度に基づき開示された2025年3月期の第1四半期および2024年9月期の第3四半期決算短信について、見直し後の開示動向を取りまとめて公表したもの。開示所要日数は全体で前年同四半期比+0.4日である37.0日、任意レビュー実施企業は全体の23.7%、CF計算書を開示した企業は1割台半ば、といった開示動向の分析結果が紹介されている。https://www.jpx.co.jp/equities/improvements/quarterly-disclosure/cg27su0000006epy-att/mklp77000000g4ab.pdf	_	

判断 米8月雇用統計とFRBの利下げ

融

長のペースはやや鈍化している。 依然として堅調ではあるが、成 率は4・2%だった。 労働市場は 14万2、000人の増加、失業 農業部門の雇用者数は前月比 月の雇用統計を発表した。 8月の雇用者数の伸びは、 米国労働省は9月6日、 非 8

2万4、000人の雇用減少が生 じた。一方で、賃金の上昇は続い ているとの懸念が広がってい ため、雇用拡大の勢いが弱まっ 耐久財関連の分野を中心に 製造業では特に弱さがみら

場予想の水準を下回った。この

B) は賃金インフレが今後の政 まだ時間がかかると予測される。 ンフレ圧力を緩和するためには、 強いことを示しているものの、イ に大きく影響を与えている。賃 米連邦準備制度理事会(FR 労働市場が引き続き

策判断において重要な要素だと

金融緩和を進める必要がある。

ただ、中間層復活の手段とし

だ事態は流動的である。

ることになるかもしれない。

12カ月の平均雇用者数や、市 20万2、000人増だった過去 利下げ幅は0・25%にとどまる るわけではなく、経済の基盤が の市場参加者は0・5%の利下げ びが予想を下回ったため、一部 視されているが、雇用者数の伸 の米連邦公開市場委員会(FO 策がインフレを再燃させるリス 進める必要があり、急激な緩和 RBはバランスの取れた政策を という見方が一般的である。F Bが景気後退の懸念を抱えてい を予測している。しかし、FR クを考慮する必要がある。 依然として堅調であることから、 MC)では、利下げがほぼ確実

も急激な利下げを避け、 持っている。したがって、FR 成功しつつあるという認識を 2%に向かっていると述べた。 のの、FRBはインフレ抑制に 昇に対する懸念は残っているも を決定する要因となる。賃金上 これが金融政策の大きな方向性 日のスピーチで、インフレ率が 大幅に低下し、持続的に目標の パウエルFRB議長は8月23 はインフレ再燃を防ぎながら 慎重な

上昇が顕著であり、

全体の上昇

特にサービス業や小売業で賃金 同月比で3・8%上昇している。 ており、8月の平均時給は前年

> 認識している。9月17日、 18 日 世界のリーダー国家である米国

どちらの候補者が勝っても、

両候補とも中間層・基幹労働

謝するだろう。 社会の分裂傾向に歯止めをかけ してくれると、各国は大いに感 が先頭に立って模範的対策を示 であり、その縮小・解消に米国 層の二極化は先進国共通の悩み ることを主張している。社会階 者層の復活・拡大を唱え、米国 米大統領選挙は政策論争が焦点に

の候補者はトランプ前大統領と た。与党民主党の大統領候補者 いう異色の対決だ。 はハリス副大統領、野党共和党 米国の大統領選挙が迫ってき

> ているのはどうしたことか。折 プなどを両陣営が共通して掲げ

から、貿易ではなく資本取引の

話だが、日本製鉄㈱によるUS

ことを、米国以外の国々は期待 して見守っている。 当面する難題の解消に尽力する を上手に導くとともに、世界が

明している。

株式市場にとって、保護貿易

題に対し、両候補とも反対を表

スチールの買収という大きな問

だ。特にトランプ氏が当選して 期化しつつあるウクライナとパ 葉は現実のものとなるだろう。 を再び偉大な国に!」という言 こそ、氏の愛用する「アメリカ 戦争を止めさせることができて レスチナの戦火を止めること まず着手してほしいのは、

場では、 ばかりである。減税問題も巨額 大きい。 ランプ氏当選となれば、 両者の主張が変わらぬまま、ト 影響するテーマである。もし、 準に戻す)などの主張、トラン 税強化、 や関税は、一般的に株価にどう RB)のかじ取りが脚光を浴び また米連邦準備制度理事会(F 化する財政赤字と絡んで、長期 プ氏のさらなる法人税の減税と かし、ハリス氏の富裕層への課 金利上昇といった展開になり、 いう主張は、株式市場に大きく 影響するか、難しい問題だ。 しかし、 株価上昇となる公算が 法人税の増税(昔の水 政策論争は始まった

て保護貿易の強化、関税率アッ